

## うめだ・あけぼの学園 東京都知的障害児等療育支援事業実施に関する Q & A

Q 1：費用はかからないのですか？

A 1：東京都の委託事業として実施しますので、無料です。

Q 2：利用者の保護者に説明する必要はありますか？

A 2：施設支援では、必ずしも説明しなくても実施ができることになっています。ただし、内容によっては、事前に説明する方が好ましい場合があります。

Q 3：施設に来て、発達検査をしてもらうことはできますか？

A 3：原則としては実施していません。どうしても事情がある場合はご相談下さい。

Q 4：職員向けの研修会の講師をお願いすることはできますか？

A 4：可能です。うめだ・あけぼの学園には、様々な職種がいますので、ご希望をお聞かせください。

Q 5：肢体不自由のある利用者もいます。見てもらうことはできますか？

A 5：理学療法士や作業療法士が訪問することもできますので、可能です。

Q 6：年間に何度も来てもらうことはできますか？

A 6：実施期間内に実施できる数と、申し込まれた施設数によって決定します。

Q 7：複数の事業所があるのですが、事業所ごとの申し込みでしょうか？

A 7：お手数ですが、実施を希望する事業所ごとに申し込みをお願いします。

Q 8：系列の事業所が、足立区以外にもあるのですが、利用できますか？

A 8：その年の実施実績数や、申し込み数を踏まえて、検討いたします。地域性はある程度考慮します。

Q 9：利用するにあたって、報告書など作成する必要はありますか？

A 9：必要ありません。実施した後の報告はうめだ・あけぼの学園において東京都の所管あてに定められた報告書を作成し、提出します。

Q 10：見てもらうために、資料を用意する必要はありますか？

A 10：相談内容を記載してもらうために、簡単な資料の作成をお願いしています。